2023年1月10日より施行

でんさいのご利用の際の留意事項について

でしている中がいのかの田心事気に								
L		新			III			
	項目	ご注意いただきたいこと	利用規定等 の記載		項目	ご注意いただきたいこと	利用規定等 の記載	
	8 .	(1) でんさいを発生させ	利用規定		8 .	(1) でんさいを発生させ	利用規定	
	でんさ	る際の債権金額は、1円以	第 25 条、第		でんさ	る際の債権金額は、 1万円	第 25 条、第	
	L)	上 100 億円未満です。な	26 条		い	以上 100 億円未満です。な	26 条	
	(*4)	お、債権金額は、1円単位	業務規程		(*4)	お、債権金額は、1円単位	業務規程	
	の発生	で設定いただけます。	第 30 条		の発生	で設定いただけます。	第 30 条	
		(2) でんさいの支払期日	業務規程細			(2) でんさいの支払期日	業務規程細	
	(手形	(手形のサイト)は、電子	則 第 17 条		(手形	(手形のサイト)は、電子	則 第 17 条	
	の振出	記録年月日(でんさいの発	20 20 20		の振出	記録年月日(でんさいの発	27.21	
	に相当)	生日)から起算して3銀行			に相当)	生日)から起算して 7銀行		
	1-12-7	営業日(債権者請求方式は			1-10-7	営業日経過した日以降で		
		7銀行営業日)経過した日				10 年後の応当日までの範		
		以降で10年後の応当日ま				囲で設定いただけます。		
		での範囲で設定いただけ			11 .	でんさいの発生、譲渡等	利用規定	
		ます。			でんさ	は、記録日から起算して5	第26条、第	
	11 .	でんさいの発生、譲渡等	利用規定		いの取	銀行営業日の間は、発生、	28条	
	でんさ	は、記録日から起算して5	第26条、第		消等	譲渡等の記録請求をした	業務規程	
	いの	銀行営業日(記録日を含め	28条		/H +7	お客さまの相手方が単独	第 26 条	
	取消等	当該電子記録がされるこ	業務規程			で取り消すことができま	業務規程細	
	双月守	ととなる債権記録の支払	第26条			す(当該期間を経過した場	果伤风性和	
		期日の 3 銀行営業日前の	第 20 朱 業務規程細			合は、「でんさいの記録内	则 第 20 末	
		日までの期間が 4 銀行営	果伤风性和 則 第 23 条			容の変更」の手続きが必要		
		業日以内の場合には、当該	則 第 23 末			ひの変更」の手続さか必要 になります。)		
		支払期日の3銀行営業日				になります。)		
		前の日)の間は、発生、譲			13 .	でんさいの支払期日が近	業務規程細	
		渡等の記録請求をしたお			記 録 請	づくと、支払準備のため、	則 第17条、	
		接寺の記録請求をしたの 客さまの相手方が単独で			求の制	記録請求が制限されます。	第19条、第	
		日 ないイングルースが単独で 取り消すことができます			限期間	(注) 例えば、譲渡や分	21 条、第 23	
		取り消りことがじさまり (当該期間を経過した場				割譲渡の記録請求は、対象	条、第27条、	
		(ヨ該期间を経過した場合は、「でんさいの記録内				となるでんさいの支払期	第 29 条	
						日の 7銀行営業日前まで		
		容の変更」の手続きが必要				に行う必要があります。詳		
	- 10	になります。)	alle 7te 40 fo 6m			しくは、「ご参考2」をご		
	13 .	でんさいの支払期日が近	業務規程細			参照ください。)		
1	記録請	づくと、支払準備のため、	則第17条、					
	求の制	記録請求が制限されます。	第19条、第	P. 7 【ご参考2:支払期日前後の記録の制限】			削限】	
	限期間	(注) 例えば、譲渡や分割で流の記録ませば、対象	21 条、第 23		1. 発生記録請求(請求者:債務者、債権者)7銀行営業			
1		割譲渡の記録請求は、対象	条、第27条、		日前まで	可能		
		となるでんさいの支払期	第 29 条		2. 譲渡記録請求 7銀行営業日前まで可能			
		日の3銀行営業日前まで			3. 分割記録請求 7銀行営業日前まで可能			

- 参照ください。) P. 7 【ご参考2:支払期日前後の記録の制限】
- 1. 発生記録請求 (請求者:債務者)3銀行営業日前まで 可能

に行う必要があります。詳

しくは、「ご参考2」をご

- 1. 発生記録請求 (請求者:債権者) 7銀行営業日前まで
- 2. 譲渡記録請求 3銀行営業日前まで可能
- 3. 分割記録請求 3銀行営業日前まで可能
- 4. 保証記録請求 (譲渡保証) 3銀行営業日前まで可能
- 4. 保証記録請求(単独保証) 7銀行営業日前まで可能

りそな銀行 電子記録債権 利用規定

2019 年 7 月 8 日 2023年1月10日 第5章 電子記録の請求および記録に関する事項

第5章 電子記録の請求および記録に関する事項 第26条(発生記録に関する手続)

- 5. 発生記録請求に異議がある場合の手続は、以下の通りと
- (1)債務者請求方式の場合、利用者は、当該でんさいの債 権者として、第3項の通知を受領した場合は、その通知また は開示請求により内容の確認を行い、内容に異議等がある場 合には、「でんさいネット業務規程」に基づき、記録日を含 め5銀行営業日(記録日を含め当該電子記録がされることと なる債権記録の支払期日の 3 銀行営業日前の日までの期間 が4銀行営業日以内の場合には、当該支払期日の3銀行営業 日前の日)以内に、当社を通じ、でんさいネットに対し当該 電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができ るものとします。また、予約による発生記録においては、電 子記録指定日が到来するまでの期間は、債権者が単独で予約 を否認することができるものとします。

第28条 (譲渡記録に関する手続)

約を否認することができるものとします

第26条(発生記録に関する手続)

5. 利用者は、第3項の当該でんさいの譲受人として、当該 通知を受領した場合は、その通知または開示請求により内容 の確認を行い、内容に異議等がある場合には、「でんさいネ ット業務規程1に基づき、記録日を含め5銀行営業日以内に、 当社を通じ、でんさいネットに対し当該電子記録を削除する 旨の変更記録の請求をすることができるものとします。ま た、予約による譲渡記録においては、電子記録指定日が到来 するまでの期間は、譲受人が単独で予約を否認することがで きるものとします。

5. 発生記録請求に異議がある場合の手続は、以下の通りと

(1)債務者請求方式の場合、利用者は、当該でんさいの債

権者として、第3項の通知を受領した場合は、その通知また

は開示請求により内容の確認を行い、内容に異議等がある場

合には、「でんさいネット業務規程」に基づき、記録日を含

め5銀行営業日以内に、当社を通じ、でんさいネットに対し

当該電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることが

できるものとします。また、予約による発生記録においては、

電子記録指定日が到来するまでの期間は、債権者が単独で予

第28条 (譲渡記録に関する手続)

5. 利用者は、第3項の当該でんさいの譲受人として、当該 通知を受領した場合は、その通知または開示請求により内容 の確認を行い、内容に異議等がある場合には、「でんさいネ ット業務規程」に基づき、記録日を含め5銀行営業日(記録 日を含め当該電子記録がされることとなる債権記録の支払 期日の 3 銀行営業日前の日までの期間が 4 銀行営業日以内 の場合には、当該支払期日の3銀行営業日前の日)以内に、 当社を通じ、でんさいネットに対し当該電子記録を削除する 旨の変更記録の請求をすることができるものとします。ま た、予約による譲渡記録においては、電子記録指定日が到来 するまでの期間は、譲受人が単独で予約を否認することがで きるものとします。

- 3. 分割記録請求 7銀行営業日前まで可能
- 4. 保証記録請求 7銀行営業日前まで可能